



こんなときは・・・



# 初回加算を請求できます！！

初回加算は、具体的に次のような場合に請求できます。

## 新規にサービス等利用計画を作成する場合

計画相談支援：300単位 障害児相談支援：500単位

新規計画作成分に加算されます。複雑な要件などはありません。

障害児支援利用計画からの移行も対象です。（児・者転換）

## 6ヶ月間、障害福祉サービス等を利用していない方のサービス等利用計画を作成する場合

計画相談支援：300単位 障害児相談支援：500単位

以下に該当する方の計画作成分に加算されます。複雑な要件などはありません。

- 6ヶ月間、障害福祉サービスの利用がない。
- 6ヶ月間、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用がない。
- 6カ月間、セルフプランによる障害福祉サービスの利用がある。

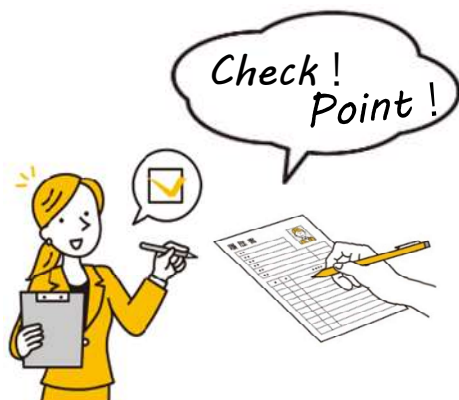
さらに、初回加算の拡充として、最大3回分の単位を初回加算に加えることができます。

## 初回加算の拡充の取扱いについて

計画相談支援：300単位/月 障害児相談支援：500単位/月（最大3回分が算定可能）

初回加算の拡充の算定要件は以下のとおりです。

- 契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合



「初回加算の拡充」に限り、以下の項目の記録・保存が必要です。

- 利用者氏名 ・ 担当相談支援専門員名 ・ 面談実施日
- 面談を行った場所 ・ 開始時刻、終了時刻 ・ 面談の内容

\*児童の場合は居宅での面談に限定されます。